

追 加 議 案 目 録

議第27号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

議第28号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例について

議第29号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

議第27号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7年 3月25日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7年 3月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別紙)

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「231,200円」を「240,400円」に、「158,600円」を「164,900円」に、「135,300円」を「140,700円」に、「141,500円」を「147,100円」に、「137,000円」を「142,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
(報酬) 第1条 議会の議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 <u>240,400円</u> 副議長 <u>164,900円</u> 議員 <u>140,700円</u> 委員長 <u>147,100円</u> 副委員長 <u>142,400円</u>	(報酬) 第1条 議会の議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 <u>231,200円</u> 副議長 <u>158,600円</u> 議員 <u>135,300円</u> 委員長 <u>141,500円</u> 副委員長 <u>137,000円</u>

議第28号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号の1）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7年 3月25日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7年 3月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別紙)

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号の1）の一部を次のように改正する。

別表第1 農業委員会の項を次のように改める。

農業委員会	委員長	23,000		
	委員	13,000		

別表第1中「1,000」を「1,100」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

新 旧 対 照 表

改正後					改正前				
別表第 1（第 1 条関係）					別表第 1（第 1 条関係）				
単位：円					単位：円				
職名		報酬			職名		報酬		
		月額	日額	半日額			月額	日額	半日額
(略)					(略)				
教育委員会	委員	14, 000			教育委員会	委員	14, 000		
農業委員会	委員長	23, 000			農業委員会	委員長		9, 500	6, 500
	委員	13, 000				委員		8, 500	5, 800
選挙管理委員会	委員長		9, 500	6, 500	選挙管理委員会	委員長		9, 500	6, 500
	委員		8, 500	5, 800		委員		8, 500	5, 800
(略)					(略)				
選挙		報酬			選挙		報酬		
		1 時間当たり	備考				1 時間当たり	備考	
選挙長		1, 100	1 時間未満の端数時間が生じた場合は、1 時間に切り上げる。		選挙長		1, 000	1 時間未満の端数時間が生じた場合は、1 時間に切り上げる。	
投・開票管理者					投・開票管理者				

改正後			改正前		
投・開票立会人			投・開票立会人		
期日前投票所の投票管理者			期日前投票所の投票管理者		
期日前投票所の投票立会人			期日前投票所の投票立会人		

議第29号

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和40年王滝村条例第11号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7年 3月25日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7年 3月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別 紙)

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和40年王滝村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「583,200円」を「606,500円」に、「529,000円」を「539,500円」に、「510,700円」を「520,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
(給与の額) 第2条 常勤の職員の給料の月額は、次のとおりとする。 村長 <u>606,500円</u> 副村長 <u>539,500円</u> 教育長 <u>520,900円</u> 2 (略)	(給与の額) 第2条 常勤の職員の給料の月額は、次のとおりとする。 村長 <u>583,200円</u> 副村長 <u>529,000円</u> 教育長 <u>510,700円</u> 2 (略)